

令和 8 年 4 月 17 日

関 係 各 位

阿見町総務部管財課

随意契約における金額上限の変更について

このことについて、地方自治法施行令の一部が改正され、少額随意契約の基準額が引き上げられたため、随意契約として取り扱うことができる金額の上限を、下記のとおり変更しましたのでお知らせします。

記

1 見直し内容

随意契約として取り扱うことができる金額の上限を、次のとおり変更しました。

区分	変更前	変更後
工事又は製造の請け負い	130 万円	200 万円
財産の買入れ	80 万円	150 万円
物件の借入れ	40 万円	80 万円
財産の売払い	30 万円	50 万円
物件の貸付け	30 万円	30 万円
前各号に掲げるもの以外のもの	50 万円	100 万円

※建設工事は「工事又は製造の請け負い」、建設コンサルタント業務・物品購入・役務提供等については「前各号に掲げるもの以外のもの」となります。

2 適用年月日

令和 8 年 4 月 1 日以降

連絡先  
管財課 契約検査係  
内線 262・715